

『外国人留学生等合同企業説明会実施運営等業務』
仕様書

令和 3 年 1 月 15 日

神戸市経済観光局経済政策課
(神戸市海外ビジネスセンター)

I 目的・概要

地元企業が留学生等の外国人材を積極的に活用する機会を提供し、また令和3年卒業予定の留学生が地元企業に就職する機会を提供するため、求職者について外国人留学生等に特化した合同企業説明会（以下「合同企業説明会」という。）を実施する。

(1) 開催日：令和3年6月23日（水） 12：00～17：00

(2) 開催場所：神戸サンボーホール

※新型コロナウイルスの感染拡大状況をふまえ、神戸市が対面での開催を困難と判断した場合は、オンラインでの開催とする。

(3) 参加企業数：40社（予定）

(4) 対象者：令和4年3月に大学院、大学、短大、専修学校、日本語学校等を卒業予定の留学生及び既卒の元留学生（30代くらいまでの方）
（以下この仕様書において「留学生等」という。）

II 委託契約期間

契約締結日から令和3年9月30日（木）まで

III 業務内容

1 合同企業説明会の企画・運営・実施

(1) スケジュール等の設定

受託事業者は、「I.目的・概要」に掲げる開催日に合同企業説明会を開催する。できるだけ多くの留学生等の集客が見込める当日のスケジュール及びプログラム構成を提案すること。

(2) 会場の設営・撤収

① 受託事業者は、セミナー会場及び合同企業説明会会場の設営及び撤収を行うこと。

なお、セミナー会場については、最低50名の来場に対応すること。

② 受託事業者は、合同企業説明会会場において参加企業ごとにブースを設け、企業と留学生等が対面で話すことができるように設営する。

各ブースの仕様（机および椅子の数量、パーティションの奥行幅員高さ）と装飾について、写真・図画を利用して提案すること。

③ 受託事業者は、面接対応ブースを②とは別に5ブースを用意すること。

秋期開催分の面接対応ブース数は神戸市と協議のうえ決定すること。

④ 受託事業者は、参加企業がPCやプロジェクター等、必要な電子機器が設置できるように電源の確保を行うこと。

⑤ 受託事業者は上記①～③の仕様にくわえ、会場全体のおおまかな見取り図を写真・図画を利用して提案すること。

⑥ 会場使用料については、基本使用料、時間外使用料、電気使用料、ガス使用料、水道使用料、空調使用料及びゴミ処理料については、主催者が直接支払うため見積には計上しない。受託事業者においては、追加備品の使用料及び人件費・運搬費等の設営に要する費用について、見積もりに計上すること。

(3) 合同企業説明会の運営

- ① 受託事業者は、合同企業説明会の円滑な運営のために必要な進行表及びブース配置図等を予め作成し、神戸市に提出し、神戸市の事前の承認を得ること。
- ② 受託事業者は、参加企業の受付、留学生等の受付、案内を行うこと。
- ③ 受託事業者は、来場した留学生等が、参加企業のブースを偏りなく、巡回・説明を受けられるよう適切な方策について提案すること。
- ④ 受託事業者は、説明会への事前登録など実施方法を提案すること。
- ⑤ 企業研究が十分でない留学生等の参加が予想されるため、受託事業者は、留学生等が会場において、企業のプレゼン時間や時間帯区分など企業説明を受けられる方法を提案すること。
- ⑥ 受託事業者は、合同企業説明会が円滑且つ安全に遂行できるよう必要なスタッフを確保し、配置すること。
- ⑦ 受託事業者は、参加企業向けの出展マニュアルを作成すること。
- ⑧ 受託事業者は、当日来場する留学生等に配布するための企業ブースの配置図、当日のプログラム、参加企業の業種や規模等業界研究に必要な事項を記載した冊子を作成すること。なお、冊子数量については、参加留学生や事務局主催者等関係者分を含め、最低1,000部作成するものとし、不足とまらない数を見込んだ上で印刷し、全ての来場者に配布すること。
- ⑨ 受託事業者は、留学生等が当日使用する複写式エントリーシートを3,000部作成し、5月上旬を目途に神戸市まで納品すること。
- ⑩ 受託事業者は、合同企業説明会の実施にあたり、十分な安全対策及び安全管理を行い、事故を防止しなければならない。
- ⑪ 受託事業者は、上記以外に、合同企業説明会の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ⑫ 受託事業者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」に基づき、手指消毒およびマスク着用の徹底、検温の実施、参加者の把握、入退場時の距離の確保、3密の注意喚起、飛沫感染対策等の予防措置と安全対策を会場とも連携して講じること。

2 合同企業説明会参加企業の募集・事前説明の実施

(1) 参加企業の募集・選定

合同企業説明会に参加する企業は、原則主催者が40社程度募集し選定するが、情報提供及び参加企業募集のサポートなどの協力は積極的に行うこと。

(2) 参加企業に対する事前説明の実施

受託事業者は、合同企業説明会の実施前に参加企業に対し必要に応じて個別の打ち合わせを行うほか、すべての参加企業に対して合同企業説明会の実施・運営方法に係る説明を行うこと。

3 参加留学生等の集客

- (1) 集客想定数値：外国人留学生等500名以上を目標とする。

- (2) 受託事業者は、兵庫県内や大阪府内等の大学を中心に近畿周辺の大学・短期大学、専修学校、日本語学校等に合同企業説明会の開催周知を行うとともに、留学生等の参加を促すよう依頼すること。特に、理科系の留学生等の集客に努めること。これらについて、具体的な周知方法を提案すること。
- (3) 受託事業者は、集客目標数値を達成するため、様々な広報媒体を効率的に利用して合同企業説明会開催の広報・告知を行うこと。
- ・ 広報媒体として、下記のチラシ・ポスターを準備すること。
 - ① 事前告知用広報チラシ (A4 日英両面カラー・最低数量 7,000 部) ※4 月中旬頃納品
 - ② 参加企業名の入った広報チラシ (A4 日英両面カラー・最低数量 7,000 部)
 - ③ ポスター (B2 カラー日本語・最低数量 500 枚)
 - また、どのような広報媒体をどのように利用するか提案すること。
 - ・ WEB ページ (日・英) を作成し、参加企業情報を発信するとともに、留学生からのページのアクセス数が増加するよう、メールマガジンや SNS 等の活用について提案すること。
- (4) 受託事業者は、留学生の登録情報について、専攻や語学力など、どのような情報を何名程度、社内に登録して、どのように活用して、具体的に募集を進めるか提案すること。
- (5) 受託事業者は、外国人向け就労ウェブサイト「**WORK in KOBE**」および同サイトの SNS 等を活用した集客を提案すること。
- URL : <https://workinkobe.lg.jp> (令和 3 年 1 月中公開予定)

4 参加企業に対するアンケートの実施

- (1) 受託事業者は、参加企業に対するアンケートを作成し、合同企業説明会開催日当日中に配布及び回収すること。また、アンケート調査項目について提案すること。
- (2) 受託事業者は、参加留学生等に対するアンケートを作成し、合同企業説明会開催日当日中に配布及び回収すること。また、アンケート調査項目について提案すること。
- (3) 受託事業者は、参加企業及び参加留学生等に対するアンケート作成時は、事前に神戸市にアンケートの内容 (質問項目) を示し、神戸市の承認を得なければならない。このとき、神戸市から質問項目の追加、変更等の意思表示があった場合は、受託事業者は、これに応じなければならない。
- (4) 受託事業者は、アンケートの結果を集計の上まとめ、データファイルにより契約終了日までに神戸市に提出すること。

5 内定状況の調査

令和 3 年 8 月末時点及び 9 月末時点の参加企業が採用を内定した留学生等の人数及び大学名・出身国について、参加企業に聞き取りを行い報告すること。

6 オンラインで開催する場合の対応について

- (1) 受託事業者は、神戸市が新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、対面での開催を困難と判断した場合は、本業務をオンラインで開催できるよう対応すること。なお、神戸市は開

催予定日の約 2 ヶ月前までに開催方法についての判断を行い、受託事業者に通知するものとする。オンラインの場合の開催日程は、参加企業数をふまえて受託事業者と神戸市で協議の上、決定する。

- (2) 受託事業者は、前述の業務内容「1 合同企業説明会の企画・運営・実施」について、下記の項目については必ず対応すること。
- ① 参加企業向けの出展マニュアルを作成すること。
 - ② オンライン説明会の運営に係る人員を確保すること。
 - ③ 参加留学生のエントリーデータを集約し、参加企業と共有すること。
 - ④ 参加留学生のデータを集計し、神戸市と共有すること。
 - ⑤ オンライン説明会の円滑な運営のために必要な進行表を予め作成すること。
 - ⑥ 受託事業者は、参加する留学生等のオンライン説明会への事前登録に対応すること。
 - ⑦ 受託事業者は、事前に参加企業に対してシステムの操作についてレクチャーを行うこと。
 - ⑧ 受託事業者は、上記以外に、オンライン説明会の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- (3) 受託事業者は、前述の業務内容「2 合同企業説明会参加企業の募集・事前説明の実施」、「3 参加留学生等の集客」、「4 参加企業に対するアンケートの実施」、「5 内定状況の調査」については、対面による開催の場合と同様に業務を実施すること。

7 その他

- (1) 受託事業者は、合同企業説明会終了後、速やかに参加企業数、留学生等の参加者数の速報値を神戸市に報告しなければならない。
- (2) 受託事業者は、合同企業説明会終了後、30 日以内に、参加企業数、留学生等の参加者数の確定値等を記載した実績報告書及び神戸市が求める資料を提出しなければならない。
- (3) 受託事業者は、外国人留学生等に広報を行う際に、社内で保有する学生情報を活用すること。
- (4) 受託事業者は、参加留学生の参加登録情報を神戸市に提供することとし、神戸市は、当該情報について、神戸市主催行事等の案内のため、2 次利用することができる。
- (5) 受託事業者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (6) 受託事業者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を含む関係法令を遵守しなければならない。

IV. 実施体制

受託事業者は、本業務を正確かつ確実に実施するために、実施責任者及び実施担当者を配置するとともに、各工程の作業方針及びスケジュールを策定し、神戸市と調整の上、業務を進め、実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

具体的な人数等の実施体制は提案を行うこと。合同企業説明会当日の運営体制についても同様とする。

V. その他注意事項

- 1 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ文書により神戸市の承諾を得なければならない。
- 2 この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权などの諸権利は神戸市に帰属する。
- 3 受託事業者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、神戸市の担当者と協議し、その指示に従う。
- 4 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。